

## 第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

12問

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の解答欄に正しく記入(マーク)すること。

[ 1 ] 次に掲げるもののうち、無線局の予備免許の際に総務大臣から指定される事項を、電波法の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 無線局の名称                      2 無線設備の設置場所                      3 免許の有効期間                      4 空中線電力

[ 2 ] 次の記述は、無線局の再免許の申請について、無線局免許手続規則の規定に沿って述べたものである。□□□□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

再免許の申請は、アマチュア局(人工衛星等のアマチュア局を除く。)にあつては免許の有効期間満了前1箇月以上1年を超えない期間、特定実験局にあつては免許の有効期間満了前1箇月以上3箇月を超えない期間、その他の無線局にあつては免許の有効期間満了前□□□□ A □□□□ を超えない期間において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が□□□□ B □□□□ 以内である無線局については、その有効期間満了前1箇月までに行うことができる。

免許の有効期間満了前□□□□ C □□□□ 以内に免許を与えられた無線局については、□□□□ の規定にかかわらず、免許を受けた後直ちに再免許の申請を行わなければならない。

- |   | A        | B  | C   |
|---|----------|----|-----|
| 1 | 3箇月以上6箇月 | 2年 | 2箇月 |
| 2 | 3箇月以上6箇月 | 1年 | 1箇月 |
| 3 | 4箇月以上6箇月 | 2年 | 1箇月 |
| 4 | 4箇月以上6箇月 | 1年 | 2箇月 |

[ 3 ] 次の記述は、人工衛星局の条件について、電波法の規定に沿って述べたものである。□□□□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

人工衛星局の無線設備は、遠隔操作により□□□□ A □□□□ することのできるものでなければならない。

人工衛星局は、その□□□□ B □□□□ を遠隔操作により変更することができるものでなければならない。ただし、総務省令で定める人工衛星局については、この限りでない。

- |   | A           | B          |
|---|-------------|------------|
| 1 | 空中線電力を直ちに変更 | 発射する電波の周波数 |
| 2 | 空中線電力を直ちに変更 | 無線設備の設置場所  |
| 3 | 電波の発射を直ちに停止 | 発射する電波の周波数 |
| 4 | 電波の発射を直ちに停止 | 無線設備の設置場所  |

[ 4 ] 次の記述は、「混信」の定義について、電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□□□□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

「混信」とは、他の無線局の正常な業務の運行を□□□□ A □□□□ する電波の発射、<sup>ひらく</sup>輻射又は□□□□ B □□□□ をいう。

- |   | A  | B             |
|---|----|---------------|
| 1 | 妨害 | 誘導            |
| 2 | 妨害 | 空中線電力の許容偏差の逸脱 |
| 3 | 制限 | 誘導            |
| 4 | 制限 | 空中線電力の許容偏差の逸脱 |

[ 5 ] 次に掲げる記号をもって表示する電波の型式のうち、電波の主搬送波の変調の型式が振幅変調であって残留側波帯のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのもの及び伝送情報の型式がテレビジョン(映像に限る。)のものはどれか、電波法施行規則の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 A 3 E                      2 C 3 F                      3 F 7 C                      4 G 7 W

[ 6 ] 次の記述は、主任無線従事者の非適格事由について、電波法及び電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

主任無線従事者は、電波法第40条(無線従事者の資格)の定めるところにより、無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。

の総務省令で定める事由は、次のとおりとする。

- (1) 電波法第9章(罰則)の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当すること。
- (2) 電波法第79条(無線従事者の免許の取消し等)第1項第1号の規定により □ A □ され、その処分の期間が終了した日から3箇月を経過していない者であること。
- (3) 主任無線従事者として選任される日以前5年間において無線局(無線従事者の選任を要する無線局でアマチュア局以外のものに限る。)の無線設備の操作又はその監督の業務に従事した期間が □ B □ に満たない者であること。

A

- 1 業務に従事することを停止  
2 業務に従事することを停止  
3 業務に従事することを制限  
4 業務に従事することを制限

B

- 3 箇月  
2 箇月  
3 箇月  
2 箇月

[ 7 ] 次の記述は、無線局を運用する場合の空中線電力について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、□ A □ については、この限りでない。

(1) 免許状又は登録状に □ B □ であること。

(2) 通信を行うため必要最小のものであること。

□ C □ に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

A

- 1 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信  
2 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信  
3 遭難通信  
4 遭難通信

B

- 記載されたもの  
記載されたものの範囲内  
記載されたもの  
記載されたものの範囲内

C

- の(1)の規定  
の(2)の規定  
の規定  
の(1)の規定

[ 8 ] 次の記述は、混信等の防止について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局は、□ A □ 又は電波天文業務(宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。)の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備(無線局のものを除く。)で総務大臣が指定するものにその運用を □ B □ その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、□ C □ については、この限りでない。

A

- 1 他の無線局  
2 他の無線局  
3 放送の受信を目的とする受信設備  
4 放送の受信を目的とする受信設備

B

- 障害するような混信  
不可能とするような混信  
障害するような混信  
不可能とするような混信

C

- 遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信  
遭難通信  
遭難通信  
遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信

[ 9 ] 次の記述は、総務大臣がその職員を無線局に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類を検査させることができる場合について述べたものである。電波法の規定に照らし [ ] 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。なお、[ ] の同じ記号は、同じ字句を示す。

無線局の発射する [ A ] が総務省令で定めるものに適合していないと認め、当該無線局に対して [ B ] 電波の発射の停止を命じたとき。

の命令を受けた無線局からその発射する [ A ] が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出があったとき。

無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとするとき。

その他 [ C ] の施行を確保するため特に必要があるとき。

A	B	C
1 電波の質	3箇月以内の期間を定めて	電波法又は放送法
2 電波の質	臨時に	電波法
3 電波の強度	3箇月以内の期間を定めて	電波法
4 電波の強度	臨時に	電波法又は放送法

[ 10 ] 次の記述のうち、無線従事者がその免許を取り消されることがある場合に該当しないものを、電波法の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 2 著しく心身に欠陥があって無線従事者たるに適しない者に該当するに至ったとき。
- 3 日本の国籍を失ったとき。
- 4 不正な手段により免許を受けたとき。

[ 11 ] 次の記述は、総務大臣への報告について、電波法の規定に沿って述べたものである。[ ] 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局の免許人又は登録人は、次に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

遭難通信、緊急通信、安全通信又は [ A ] を行ったとき。

電波法又は [ B ] の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。

無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。

A	B
1 無線機器の試験又は調整をするために行う通信	電波法に基づく命令
2 無線機器の試験又は調整をするために行う通信	電気通信事業法
3 非常通信	電波法に基づく命令
4 非常通信	電気通信事業法

[ 12 ] 無線局の免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、どうしなければならないか、電波法の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 3箇月以内に総務大臣にその旨を届け出なければならない。
- 2 1箇月以内に総務大臣にその旨を届け出なければならない。
- 3 免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 4 速やかに総務大臣にその旨を報告しなければならない。